

# 介護保険に係る相続人送付先変更申立書

年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合管理者 宛

## 1. 被相続人（死亡した被保険者）

被保険者番号										
死亡年月日										
被保険者氏名										
住所										

私は、相続人を代表として、被相続人の死亡後における、「介護保険法」に基づく賦課徴収及び還付等に関する書類の受領を行うことを申し立てます。

なお、他の相続人に対しましては、私（代表相続人）が責任を持って異議のないように処理することを申し添えます。

## 2. 申立人（相続人代表）

郵便番号 \_\_\_\_\_

送付先住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

死亡した被保険者との続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※死亡した被保険者との続柄の欄に記載された続柄が相続権を有していない場合は、送付先を変更することができません。後日、ご連絡を差し上げます。

○問い合わせ先  
杵藤地区広域市町村圏組合  
介護保険事務所 業務課 業務係  
TEL 0954-69-8223

## 相 続 人 の 範 囲

相続人の範囲は、民法で次のとおり定められております。

### (1) 相続人の範囲

死亡した人の配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

#### 第1順位

死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫）が相続人となります。

#### 第2順位

死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、近い世代である父母の方を優先します。

第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人になります。

#### 第3順位

死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子供

第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないとき相続人になります。

なお、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。

また、内縁関係の方は、相続人に含まれません。